建設リサイクル法に関する工事実施要領

平成23年10月1日

日本下水道事業団

目 次

[１ 目　的 1](#_Toc297735972)

[２ 適用対象 1](#_Toc297735973)

[３ 落札者等の責務 1](#_Toc297735974)

[４ 請負者の責務 2](#_Toc297735975)

[５ 下請契約における請負者及び下請負者の責務 2](#_Toc297735976)

[６ その他 3](#_Toc297735977)

[別紙１ 4](#_Toc297735978)

[工　程　表 5](#_Toc297735979)

[別表１ 6](#_Toc297735980)

[別表２ 7](#_Toc297735981)

[別表３ 8](#_Toc297735982)

[別紙２-１ 9](#_Toc297735983)

[別紙２-２ 10](#_Toc297735984)

[別紙２-３ 11](#_Toc297735985)

[別紙３ 12](#_Toc297735986)

[別紙４ 13](#_Toc297735987)

[別紙５ 14](#_Toc297735988)

[別紙６ 15](#_Toc297735989)

[別紙７ 16](#_Toc297735990)

[別紙８-１ 17](#_Toc297735991)

[別紙８-２ 18](#_Toc297735992)

[別紙８-３ 19](#_Toc297735993)

# 目　的

　本要領は、日本下水道事業団が発注する工事の施工に当たり、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「法」という。）の適切な運用を図るため、請負者等が行わなければならない事項を定め、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正処理の推進に寄与することを目的とする。

# 適用対象

　本要領は、日本下水道事業団が発注する工事のうち、法第９条第１項及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令」（平成12年11月29日政令第495号）第２条に定められた建築物等に係る解体工事又は新築工事等（以下、「対象建設工事」という。）を対象とする。

【対象建設工事】

対象建設工事とは、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材並びにアスファルト・コンクリート）のいずれかを用いた建築物等の解体工事又は特定建設資材を使用する新築工事（土木工事を含む）等で、下記の規模の基準以上の工事をいう。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象建設工事の種類 | 規模の基準 |
| 建築物の解体 | 延床面積　　　　　　　８０㎡ |
| 建築物の新築・増築 | 延床面積　　　　　　５００㎡ |
| 建築物の修繕・模様替（リフォーム等） | 請負代金の額　　　　　１億円 |
| 建築物以外の解体・新築等（土木工事等） | 請負代金の額　　　５００万円 |

　　 ※ 当該地域の条例による上乗せ等があることを確認する。

# 落札者等の責務

（１）対象建設工事を請け負おうとする者（以下「落札者等」という。）は、法第12条第１項に基づき、特定建設資材の分別解体等の方法及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の方法等について「説明書（別紙1）」に記載し、都道府県知事発行の処理施設の許可証の写しとともに、落札決定後速やかに発注者が指定する部署へ提出しなければならない。

　【特定建設資材廃棄物】

特定建設資材廃棄物とは、特定建設資材が廃棄物となったもの（コンクリート塊、木材、アスファルト・コンクリート塊）をいう。

（２）落札者等は、法第13条及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」（平成14年3月5日国土交通省令第17号。以下「分別解体省令」という。）第４条に基づき、以下の事項を「法第13条及び省令第４条に基づく書面（別紙２）」に記載し、発注者の確認を受けた後、契約図書に綴じ込み契約担当課へ提出しなければならない。

　　　・分別解体等の方法

　　　・解体工事に要する費用（解体工事の場合に限る。）

　　　・特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設の名称及び所在地

　　　・特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

なお、落札者等は、これらの見積もりに当たっては、適切にその費用を算定しなければならない。

　【解体工事に要する費用】

解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込に要する費用で、解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

なお、解体工事に要する費用は契約金額の内書きである。

　【再資源化等に要する費用】

　再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用及び運搬に要する費用とする。

　なお、再資源化等に要する費用は契約金額の内書きである。

# 請負者の責務

（１）請負者は、法第11条に基づき監督職員が作成した「通知書（別紙3）」の正副を、工事着工前までに工事現場を管轄する都道府県等の「受理通知窓口（別添資料）」に提出し、都道府県等の受理印を受けた通知書（副）を監督職員に提出しなければならない。

（２）請負者は、法第18条第１項に基づき、工事完了時に以下の事項等を「再資源化等報告書（別紙4）」に記載し、監督職員に提出しなければならない。

　　　・特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日

　　　・特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地

　　　・特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

　なお、請負者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を「再生資源利用実施書（別紙5）」及び「再生資源利用促進実施書（別紙6）」により作成し、別紙4に添付しなければならない。

　なお、別紙5及び別紙6に関する入力システムは、国土交通省のホームページから入手できる。

（３）請負者は、対象建設工事に係る解体工事を施工するに当たっては、法第31条及び第32条並びに解体工事業に係る登録等に関する省令（平成13年5月18日国土交通省令第92号。以下「登録省令」という。）第７条に基づき、技術管理者を選任し、当該工事の施工に従事する作業員を監督させなければならない。

（４）請負者は、法第33条及び登録省令第８条に基づき、同省令で定められた標識を、公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

（５）請負者は建設業の許可を受けている場合、上記（３）に替えて建設業法（平成12年11月27日法律第127号）第26条に基づく主任技術者（又は監理技術者）を設置しなければならない。

　また、上記（４）に替えて建設業法第40条に規定する標識を公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

# 下請契約における請負者及び下請負者の責務

（１）請負者は、対象建設工事に係る下請契約を締結するに当たっては、法第12条第２項の規定に基づき、本要領「３　落札者等の責務（１）」において発注者が指定する部署へ提出した説明書（別紙1）の内容について、「告知書（別紙7）」により、下請契約の相手方に告げなければならない。

（２）請負者は、対象建設工事に係る下請契約を締結するに当たっては、法第13条及び分別解体省令第４条に基づき、以下の事項を「法第13条及び省令第４条に基づく書面（別紙８）」に記載し、下請契約書に綴り込まなければならない。

　　　・分別解体等の方法

　　　・解体工事に要する費用（解体工事の場合に限る。）

　なお、請負者は、別紙８の作成に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第12条第３項及び同法施行令（昭和46年9月23日政令第300号）第６条の２第２項規定により、別紙8における第３項及び第４項の再資源化等に関する事項については「該当なし」と記載する。（廃棄物の再資源化等については、廃棄物処理法により委託契約が義務付けられている）。

# その他

（１）請負者は、上記に定めのない事項については監督職員の指示に従い、法に係る事務手続き等を適切に行わなくてはならない。

（２）提出が必要な各書面については、本要領中の各様式をコピーのうえ、作成すること。

　附　則

　　　本要領は、平成14年5月30日以降に契約する請負工事に適用する。

# 別紙１

説 　明 　書

令和　　年　　月　　日

（発注者）

　　　　　　　　　　　　様

氏名　　（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）

（郵便番号 　－ 　　）電話番号　　　－　　　　　－

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について説明します。

記

１．工事の名称

２．工事の場所

３．説明内容　　　別添資料のとおり

４．添付資料（該当する事項の□欄に、「レ」を付すか「■」にすること。）

①別表（別表1～3のいずれかに必要な事項を記載したもの）

□別表1（建築物に係る解体工事）

□別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））

□別表3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））

②工程の概要を示す資料（できるだけ図面、表等を利用する。）

□工程表

③都道府県知事発行の処理施設の許可書の写し　　　□許可書の写し

# 工　程　表

（建築物解体工事の場合）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 作業内容 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

* 工程表の様式は特に定めていない（様式自由）

別表１　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 (A4)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 建築物の構造 | | | □木造　□鉄骨鉄筋コンクリート造　□鉄筋コンクリート造  □鉄骨造　□コンクリートブロック造　□その他 （　　　　　　　　　 ） | | | | |
| 建築物に関する調査の結果 | | 建築物の状況 | 築年数　　　　年、棟数　　　　棟  その他（ 　　　　　 ） | | | | |
| 周辺状況 | 周辺にある施設　□住宅　□商業施設　□学校  □病院 □その他（ 　　　　 　）  敷地境界との最短距離　約　　　　ｍ  その他（ 　　 ） | | | | |
| 建築物に関  する調査の  結果及び工  事着手前に  実施する措  置の内容 | |  | 建築物に関する調査の結果 | | | 工事着手前に実施する措置の内容 | |
| 作業場所 | 作業場所　□十分　□不十分  その他（ | | |  | |
| 搬出経路 | 障害物　□有（　　　）　□無  前面道路の幅員　約　　　　ｍ  通学路　□有　□無  その他（ ） | | |  | |
| 残存物品 | □有  （　　　　　　　　　　　　　　　）  □無 | | |  | |
| 特定建設資材  への付着物 | □有  （　　　　　　　　　　　　　　　）  □無 | | |  | |
| その他 |  | | |  | |
| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工程 | | | 作業内容 | | | 分別解体等の方法 |
| ①建築設備・内装材等 | | | 建築設備・内装材等の取り外し  □有　□無 | | | □　手作業  □　手作業・機械作業の併用  併用の場合の理由(　　　 　 ) |
| ②屋根ふき材 | | | 屋根ふき材の取り外し  □有　□無 | | | □　手作業  □　手作業・機械作業の併用  併用の場合の理由(　　　　　) |
| ③外装材・上部構造部分 | | | 外装材・上部構造部分の取り壊し  □有　□無 | | | □　手作業  □　手作業・機械作業の併用 |
| ④基礎・基礎ぐい | | | 基礎・基礎ぐいの取り壊し  □有　□無 | | | □　手作業  □　手作業・機械作業の併用 |
| ⑤その他  ( 　) | | | その他の取り壊し  □有　□無 | | | □　手作業  □　手作業・機械作業の併用 |
| 工事の工程の順序 | | | | □上の工程における①→②→③→④の順序  □その他 (　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　)  その他の場合の理由 (　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　 ) | | | |
| □内装材に木材が含まれる場合 | | | | ①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し  □可　□不可  不可の場合の理由（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | |
| 建築物に用いられた建設資材の量の見込み | | | | トン | | | |
| 廃棄物発生見込量 | 特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分 | | | 種類 | 量の見込み | | 発生が見込まれる部分 (注) |
| □コンクリート塊 | トン | | □①　□②　□③　□④  □⑤ |
| □ｱｽﾌｧﾙﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ塊 | トン | | □①　□②　□③　□④  □⑤ |
| □建設発生木材 | トン | | □①　□②　□③　□④  □⑤ |
| (注)　①建築設備・内装材等　②屋根ふき材　③外装材・上部構造部分　④基礎・基礎ぐい　⑤その他 | | | | | | |
| 備　考 | | | | | | | |

　　□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。　（本様式は、平成22年4月1日改定）

別表２　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 (A4)

　　　　　　　　　　　　　　　　　建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

分別解体等の計画等

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 使用する特定建設  資材の種類 | | | □コンクリート　□コンクリート及び鉄から成る建設資材  □アスファルト・コンクリート　□木材 | | | | |
| 建築物に関する調査の結果 | | 建築物の状況 | 築年数　　　　年、棟数　　　　棟  その他（ 　　　　　 ） | | | | |
| 周辺状況 | 周辺にある施設　□住宅　□商業施設　□学校  □病院 □その他（ 　 　　　　 　）  敷地境界との最短距離　約　　　　ｍ  その他（ 　　 　　 ） | | | | |
| 建築物に関  する調査の  結果及び工  事着手前に  実施する措  置の内容 | |  | 建築物に関する調査の結果 | | | 工事着手前に実施する措置の内容 | |
| 作業場所 | 作業場所　□十分　□不十分  その他（ 　） | | |  | |
| 搬出経路 | 障害物　□有（　　　）　□無  前面道路の幅員　約　　　　ｍ  通学路　□有　□無  その他（ ） | | |  | |
| 特定建設資材への付着物（修繕・模様替工事のみ） | □有  （　　　　　　　　　　　　　　　）  □無 | | |  | |
| その他 |  | | |  | |
| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工程 | | | 作業内容 | | | |
| ①造成等 | | | 造成等の工事　□有　□無 | | | |
| ②基礎・基礎ぐい | | | 基礎・基礎ぐいの工事　□有　□無 | | | |
| ③上部構造部分・外装 | | | 上部構造部分・外装の工事　□有　□無 | | | |
| ④屋根 | | | 屋根の工事　□有　□無 | | | |
| ⑤建築設備・内装等 | | | 建築設備・内装等の工事　□有　□無 | | | |
| ⑥その他  ( 　) | | | その他の工事　□有　□無 | | | |
| 廃棄物発生見込量 | 特定建設資材廃棄物の種類ごと  の量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分 | | | 種類 | 量の見込み | | 使用する部分又は発生が見  込まれる部分 (注) |
| □コンクリート塊 | トン | | □①　□②　□③　□④  □⑤　□⑥ |
| □ｱｽﾌｧﾙﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ塊 | トン | | □①　□②　□③　□④  □⑤　□⑥ |
| □建設発生木材 | トン | | □①　□②　□③　□④  □⑤　□⑥ |
| (注)　①造成等　②基礎　③上部構造部分・外装　④屋根　⑤建築設備・内装等　⑥その他 | | | | | | |
| 備　考 | | | | | | | |

　　□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。　（本様式は、平成22年4月1日改定）

別表３　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 (A4)

　　　　　　　　　　　　 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

分別解体等の計画等

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 工作物の構造  （解体工事のみ） | | | □鉄筋コンクリート造　□その他 （　　　　　　　　　 ） | | | | |
| 工事の種類 | | | □新築工事　□維持・修繕工事　□解体工事 | | | | |
| □電気　□水道　□ガス　□下水道　□鉄道　□電話  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | |
| 使用する特定建設資材の種類  （新築・維持・修繕工事のみ） | | | □コンクリート　□コンクリート及び鉄から成る建設資材  □アスファルト・コンクリート　□木材 | | | | |
| 工作物に関  する調査の  結果 | | 工作物の状況 | 築年数　　　　年  その他（ 　　　　　 ） | | | | |
| 周辺状況 | 周辺にある施設　□住宅　□商業施設　□学校  □病院 □その他（ 　　　　 　 　）  敷地境界との最短距離　約　　　　ｍ  その他（ 　　 　 ） | | | | |
| 工作物に関する調査の  結果及び工  事着手前に  実施する措  置の内容 | |  | 工作物に関する調査の結果 | | | 工事着手前に実施する措置の内容 | |
| 作業場所 | 作業場所　□十分　□不十分  その他（ ） | | |  | |
| 搬出経路 | 障害物　□有（　　　）　□無  前面道路の幅員　約　　　　ｍ  通学路　□有　□無  その他（ ） | | |  | |
| 特定建設資材への着物（解体・維持・修繕工事のみ） | □有  （　　　　　　　　　　　　　　　）  □無 | | |  | |
| その他 |  | | |  | |
| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工程 | | | 作業内容 | | | 分別解体等の方法 |
| ①仮設 | | | 仮設工事　□有　□無 | | | □　手作業  □　手作業・機械作業の併用 |
| ②土工 | | | 土工事　□有　□無 | | | □　手作業  □　手作業・機械作業の併用 |
| ③基礎 | | | 基礎工事　□有　□無 | | | □　手作業  □　手作業・機械作業の併用 |
| ④本体構造 | | | 本体構造の工事　□有　□無 | | | □　手作業  □　手作業・機械作業の併用 |
| ⑤本体付属品 | | | 本体付属品の工事　□有　□無 | | | □　手作業  □　手作業・機械作業の併用 |
| ⑥その他  ( 　　　) | | | その他の工事　□有　□無 | | | □　手作業  □　手作業・機械作業の併用 |
| 工事の工程の順序 | | | | □上の工程における⑤→④→③の順序  □その他 (　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　)  その他の場合の理由 (　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　 ) | | | |
| 建築物に用いられた建設資材の量  の見込み（解体工事のみ） | | | | トン | | | |
| 廃棄物発生見込量 | 特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み（全工事）並びに特定建設資材が使用される工作物の部分（新築・維持・修繕工事のみ）及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分（新築・維持・修繕工事のみ） | | | 種類 | 量の見込み | | 使用する部分又は発生が見  込まれる部分 (注) |
| □コンクリート塊 | トン | | □① □② □③ □④ □⑤ □⑥ |
| □ｱｽﾌｧﾙﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ塊 | トン | | □① □② □③ □④ □⑤ □⑥ |
| □建設発生木材 | トン | | □① □② □③ □④ □⑤ □⑥ |
| (注)　①仮設　②土工　③基礎　④本体構造　⑤本体付属品　⑥その他 | | | | | | |
| 備　考 | | | | | | | |

　　□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。　（本様式は、平成22年4月1日改定）

# 別紙２-１

法第13条及び省令第4条に基づく書面

　　　　　　　　　　　　　 　　 　建築物に係る解体工事

１．分別解体等の方法　　　　　　　　　（該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工 程 | 作 業 内 容 | 分別解体等の方法  （解体工事のみ） |
| ①建築設備・内装材等 | 建築設備・内装材等の取り外し  □ 有 　　 □ 無 | □ 手作業  □ 手作業・機械作業の併用  併用の場合の理由（　　　　　） |
| ②屋根ふき材 | 屋根ふき材の取り外し  □ 有 　　□ 無 | □ 手作業  □ 手作業・機械作業の併用  併用の場合の理由（　　　　　） |
| ③外装材・上部構造部分 | 外装材・上部構造部分の取り壊し  □ 有 　　□ 無 | □ 手作業  □ 手作業・機械作業の併用 |
| ④基礎・基礎ぐい | 基礎・基礎ぐいの取り壊し  □ 有 　　□無 | □ 手作業  □ 手作業・機械作業の併用 |
| ⑤その他 | その他の取り壊し  □ 有 　　□ 無 | □ 手作業  □ 手作業・機械作業の併用 |

（注）分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

　２．解体工事に要する費用　（直接工事費）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

　　　（注）　 ・解体工事の場合のみ記載する。

* 解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
* 仮設費及び運搬費は含まない。

　３．再資源化等をする施設の名称及び所在地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定建設資材廃棄物の種類 | 施設の名称 | 所在地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

　（書ききれない場合は別紙に記入する）

　４．再資源化等に要する費用　（直接工事費）　　　　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

　　　（注）　・運搬費を含む。

# 別紙２-２

法第13条及び省令第4条に基づく書面

　　建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

　１．分別解体等の方法　　　　　　　　　　　　　　　　（該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工 程 | 作 業 内 容 | 分別解体等の方法  （解体工事のみ） |
| ①造成等 | 造成等の工事  □ 有 　　 □ 無 | □ 手作業  □ 手作業・機械作業の併用 |
| ②基礎・基礎ぐい | 基礎・基礎ぐいの工事  □ 有 　　□ 無 | □ 手作業  □ 手作業・機械作業の併用 |
| ③上部構造部分・外装 | 上部構造部分・外装の工事  □ 有 　　□ 無 | □ 手作業  □ 手作業・機械作業の併用 |
| ④屋根 | 屋根の工事  □ 有 　　□無 | □ 手作業  □ 手作業・機械作業の併用 |
| ⑤建築設備・内装等 | 建築設備・内装等の工事  □ 有 　　□ 無 | □ 手作業  □ 手作業・機械作業の併用 |
| ⑥その他（　　　　） | その他工事  □ 有 　　□ 無 | □ 手作業  □ 手作業・機械作業の併用 |

（注）分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

　２．解体工事に要する費用　（直接工事費）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

　３．再資源化等をする施設の名称及び所在地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定建設資材廃棄物の種類 | 施設の名称 | 所在地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

　　（書ききれない場合は別紙に記入する）

４．再資源化等に要する費用　（直接工事費）　　　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

　　　（注）　・運搬費を含む。

# 別紙２-３

法第13条及び省令第4条に基づく書面

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

　１．分別解体等の方法　　　　　　　　　　　　　　　　（該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工 程 | 作 業 内 容 | 分別解体等の方法  （解体工事のみ） |
| ①仮設 | 仮設工事  □ 有 　　□ 無 | □ 手作業  □ 手作業・機械作業の併用 |
| ②土工 | 土工事  □ 有 　 □ 無 | □ 手作業  □ 手作業・機械作業の併用 |
| ③基礎 | 基礎工事  □ 有 　 □ 無 | □ 手作業  □ 手作業・機械作業の併用 |
| ④本体構造 | 本体構造の工事  □ 有 　 □ 無 | □ 手作業  □ 手作業・機械作業の併用 |
| ⑤本体付属品 | 本体付属品の工事  □有 　　□ 無 | □ 手作業  □ 手作業・機械作業の併用 |
| ⑥その他（　　　　　　　） | その他工事  □有 　　□ 無 | □ 手作業  □ 手作業・機械作業の併用 |

（注）分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

　２．解体工事に要する費用　（直接工事費）　　　　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

　　　（注）　 ・解体工事の場合のみ記載する。

* 解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
* 仮設費及び運搬費は含まない。

　３．再資源化等をする施設の名称及び所在地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定建設資材廃棄物の種類 | 施設の名称 | 所在地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

　　（書ききれない場合は別紙に記入する）

４．再資源化等に要する費用　（直接工事費）　　　　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

　　　（注）　・運搬費を含む。

# 別紙３

通 　知 　書

第　　　　 号

令和　　年 月 日

知事

　　　　 市長村長　殿

　　　　　　 　　　 （工事発注者）発 注 者 名：

　　　　　　 　　　 　　 　 　　　　　 住　所：

　　　（通 知 者）職 ・氏　名：

　　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により、下記のとおり

　　通知します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 連絡先 | 所属名 |  | | | | |
| 担当者職 |  | | | | |
| 住　　　　所 |  | | | | |
| 電話番号 |  | | | | |
| 工事の内容 | 工事の名称 |  | | | | |
| 工事の場所 |  | | | | |
| 工事の概要 | 工事の種類と規模（該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする） | | | | |
| □建築物に係る解体工事　 　用途　 　、階数　 　　、工事対象床面積 ㎡ | | | | |
| □建築物に係る新築又は増築の工事 用途 　 、階数　 　、工事対象床面積　　㎡ | | | | |
| □建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの  　　　　　　　　　　　　用途　 　　、階数　 　　、請負代金　　　 万円(税込) | | | | |
| □建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等( 　　　　 )注  　　　　　　　　　　　　　　　　　請負代金　　　　　万円(税込) | | | | |
| 工 期 | 令和　　年　　　月　　　　日 ～ 令和　　年　　　月　　　　日  工事着工予定日：令和 年 月 日 | | | | |
| 請負者 | 会社名 |  | 現場代理人 | | |  |
| 所在地 | 〒 | | | | |
| 電話番号 | －　　　－　　　(内線　　　　　) | | ＦＡＸ | -　　　　- | |

※受付番号：

注　建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。（例：舗装、築堤、土地改良等）

# 別紙４

再 資 源 化 等 報 告 書

令和　　　年 　 月　　　　日

（発注者）

　　　　　　　　　　　　　様

氏名

（郵便番号　　　　－　　　　　） 電話番号　　　－　　　　－

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

１．工事の名称

２．工事の場所

３．再資源化等が完了した年月日　　令和　　　　年　　　月　　　　日

４．再資源化等をした施設の名称及び所在地

（書ききれない場合は別紙に記載）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定建設資材廃棄物の種類 | 施　設　の　名　称 | 所　在　地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

５．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用　 　　　　　　　　　万円（税込み）

６．添付資料（該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする）

□再生資源利用実施書（必要事項を記載したもの）

□再生資源利用促進実施書（必要事項を記載したもの）

# 別紙５

# 別紙６

# 別紙７

告　知　書

令和　　年　　月　　　日

（下請負人）

　　　　　　　　　　　　様

氏名

（郵便番号　　 　　－　　　　　　）電話番号　　　　－　　　－

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第2項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について下記のとおり告知します。

記

１．工事の名称

２．工事の場所

３．告知内容　　別添資料のとおり

４．添付資料　（該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」と付すること。）

　　①別表（別表1～3のいずれかに必要事項を記載したもの）

□別表1（建築物に係る解体工事）

　　 □別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））

　　 □別表3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））

②工程の概要を示す資料

□工程表

# 別紙８-１

法第13条及び省令第4条に基づく書面(下請契約用)

（建築物に係る解体工事の場合）

１．分別解体等の方法

（該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工　　　　　程 | 作　業　内　容 | 分別解体等の方法 |
| ①建築設備・内装  材等 | 建築設備・内装材等の取り外し  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用  併用の場合の理由( ) |
| ②屋根ふき材 | 屋根ふき材の取り外し  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用  併用の場合の理由( ) |
| ③外装材・上部  構造部分 | 外装材・上部構造部分の取り壊し  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ④基礎・基礎ぐい | 基礎・基礎ぐいの取り壊し  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ⑤その他  ( ) | その他の取り壊し  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |

２．解体工事に要する費用（見積金額）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円(税込)

※　解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込みに要する費用で、

解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

３．再資源化等をするための施設の名称及び所在地 　　　　 　　　　　 　該当なし

　　　（記載しない）

４．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 　　　　 　　　　　 　該当なし

　　　（記載しない）

# 別紙８-２

法第13条及び省令第4条に基づく書面(下請契約用)

（建築物に係る新築工事等の場合）

１．分別解体等の方法

（該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工　　　　　程 | 作　業　内　容 | 分別解体等の方法 |
| ①造成等 | 造成等の工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ②基礎・基礎ぐい | 基礎・基礎ぐいの工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ③上部構造部分・  外装 | 上部構造部分・外装の工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ④屋根 | 屋根の工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ⑤建築設備・内装  等 | 建築設備・内装等の工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ⑥その他  ( 　 ) | その他の工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |

２．解体工事に要する費用（見積金額）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　な　し

３．再資源化等をするための施設の名称及び所在地 　　　　 　　　　　　　該当なし

　　　　　（記載しない）

４．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 　　　　 　　　　　 　該当なし

　　　（記載しない）

# 別紙８-３

法第13条及び省令第4条に基づく書面(下請契約用)

（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合）

１．分別解体等の方法

（該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工　　　　　程 | 作　業　内　容 | 分別解体等の方法  （解体工事のみ） |
| ①仮設 | 仮設工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ②土工 | 土工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ③基礎 | 基礎工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ④本体構造 | 本体構造の工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ⑤本体付属品 | 本体付属品の工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ⑥その他  ( ) | その他の工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |

２．解体工事に要する費用（見積金額）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円(税込)

　（注）解体工事に場合のみ記載する。

※　解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込みに要する費用で、

解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

３．再資源化等をするための施設の名称及び所在地 　　　　 　　　　　 　該当なし

　　　（記載しない）

４．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 　　　　 　　　　　 　該当なし

　　　（記載しない）